

イ、會則に關しては二三町村長の希望あり、次項を除き其の希望を採用す
 ロ、會場を箕島と定められたき旨箕島町長の希望ありたれども郡長は之れを採用し難き旨答へたり、然れども箕島町長は前回は湯淺に於て開設したるを以て今回は箕島町に於て開設せられたき旨反覆陳述せり
 ハ、開會前後及開會中各町村より吏員(駐在技術員ある町村は其の技術員)一名づゝ派遣せらるゝこと
 ニ、出品物は町村役場に於て取纏め役場より本會迄の運搬費は町村費又は町村農會費を以て支辨すること

四月 二日
 左記名の者參廳、會場を箕島町に定められたき旨郡長に對し陳情す。

- | | |
|-------|-----------|
| 箕島町長 | 米 富 與 三 郎 |
| 箕 島 町 | 成 川 善 太 郎 |
| 同 | 藤 原 立 道 |
| 同郡會議員 | 中 尾 政 次 郎 |

郡長は位置を箕島に定むべからざる理由を詳細説明し、且今回の品評會は、官民一致萬全の成績を擧げざるべからざるに、位置問題の爲めに會の成績に影響を及ぼすが如きことありては、郡の不利益之より大なるはなし、切に本郡の爲めに忍ばれたし。と懇篤諭示したれども、其の趣旨徹底せざるか、箕島町有志は不満を抱き、他の方法に依り素志を貫徹せんとするの勢を示したり。藤並村長林隆之助、御靈村長寺柚久二郎田殿村長田口角助の三人は郡の爲めに深く之れを憂ひ、双方の中間に立ち種々斡旋の結果、遂に箕島町に於ては「次回は箕島町に開設されたし」との希望を提出して、位置問題は爰に圓滿に解決を告げたり(下略)

四月二十五日
 位置問題平和の解決を告げたれども、意思の疏通を圖る爲左記名の者郡役所に會同し、歎談を共にし意思の交換を爲したり。

- | | |
|-----|---------|
| 郡 長 | 柳 瀬 謹 三 |
|-----|---------|

郡 書 記 石 川 重 郎
 箕 島 町 長 米 富 與 三 郎
 箕 島 町 同 梅 本 伊 平 郎
 同 成 川 善 太 郎
 同郡會議員 中 尾 政 次 郎
 藤並村長 林 隆 之 助
 御靈村長 寺 柚 久 二 郎

外に田殿村長田口角助、箕島町藤原立道、箕島町玉置傳三郎、計三人出席の筈なりし處、事故の爲め欠席せり。

四月二十六日
 本會規則を制定し、告示甲第七號を以つて郡内へ公示し、併せて縣廳に報告す。

四月三十日
 町村技術員協議會開催、品評會につき諸般事務の打合をなす。

五月 二日
 繪端書調製の件につき松本寫眞師を郡役所に招致し交渉をなす(下略)

五月 十日
 四月二十六日付本會開設認可申請に對し五月九日付を以て認可し獎勵金六十圓交付の旨縣の指令ありたり。

五月二十一日
 午前九時本會事務委員協議會開催、左記の件を協議し午後四時閉會す。

出席者(略)
 協議事項
 一、本會に附設すべき各種の件

- 二、餘興に關する件
- 三、寄附金募集に關する件
- 四、事務委員事務分掌の件
- 五、各部類別番査員人員の件
- 六、賞品に關する件
- 七、賣店に關する件
- 八、各種規程制定の件

■六月十四日
郡外有志者へ寄附の勸誘狀を發送す。

■六月十九日
各郡市長及大阪、靜岡、長崎、山口、高知、徳島、三重、兵庫、愛媛、愛知、宮崎、廣島、大分の各府縣勸業課長に對し參考品出品方依頼せり。

■六月二十日
各町村農會長に對し當業者に多數出品方通牒せり。

■六月二十九日
左記の者に本會事務委員を囑託し、夫々囑託辭令を發送せり(氏名略)

■七月二日
七月十日午前九時を期し事務委員協議會を開催するに付、事務委員參廳方照會。併せて朝倉農事試験場技師にも照會す。

■七月十日
左記名の者の參廳を求め、湯淺町より寄附されたき旨郡長より勸誘す。其の結果左の如し。

郡長口述の要旨

品評會へ二百圓、展覽會へ百圓、計金三百圓の寄附を望む

回答の要旨

二百圓以上三百圓の範圍に於て寄附承諾、但可成御希望の三百圓に充たすこと

湯淺町長	平木秀雄
	川口彌兵衛
	加納長兵衛
	堀内孫三郎

午後零時三十分郡會議事堂に於て事務委員協議會開催、午後三時終了。

出席者

柳瀬會長、石川事務委員長、朝倉農事試験場技師、廳内事務委員九名(氏名略)
町村事務委員二十名「安藤村欠席」(氏名略)

協議事項

- 一、規則及び諸規程に就て打合せの件
- 二、各町村別出品豫定点数打合及び出品勸誘方の件
〔出品豫定割當表添付〕
出品物は寄贈せしむること
- 三、出品申込書並出品目録の整理に關すること
- 四、出品物の送附及び荷造方注意に關する件
- 五、出品の陳列裝飾に關する件
出品人にして自己の出品に對する陳列裝飾に付特に希望を有するものにして本會の指揮に従ひ且つ費用

を自辨する者に對しては特別の設備を爲さしむるものとす

六、町村事務委員出務期間の件

十二月十六日より全月三十一日迄

七、町村事務委員合宿所設置の件

八、適當なる餘興に關する件

右協議會終了後、午後五時中村屋別邸に於て本日出席の事務委員を招待し、晚餐會を催したり。

七月十八日

一、湯淺醬油醸造同業組合組長玄後市郎兵衛參廳に付寄附金の勸誘をなす。組合の意思は金額三十圓位、郡長より五拾圓位を希望し、組長に於て能く協議し置く旨答へたり。

二、六月十四日寄附の勸誘狀を發したる内、何等申出なき向へ對し再び書面發送す。

三、廣告ビラ左記の通り配付揭示す(揭示所略)

右に付最初湯淺警察署長に於ては、警察署の許可を受くるを要する意見なりしも、官廳が廣告をなす場合は差支へなかるべしと思料せしを以て、保安課長へ協議せしに、保安課長より湯淺警察署長へ打合の結果、更に同署長より官廳が廣告を爲す場合は許可を要せざる旨電話にて通知ありたり。

七月二十四日

午後一時より郡會議事堂に於て水産物出品に關する打合の爲め協議會開催午後三時終了す。

出席者

柳瀬會長、石川事務委員長、廳内事務委員三名(氏名略)

沿海各町村吏員、各漁業組合理事計八名(氏名略)

協議事項

一、各組別水産物出品豫定点数打合及び出品勸誘方の件

「出品豫定割當表添付」

出品物は寄贈せしむること

二、各漁業組合へ寄附金の勸誘をなし左記金額の決定を見たり

箕島町漁業組合	參拾八圓
保田漁業組合	五圓
田栖川漁業組合	拾七圓
湯淺漁業組合	參拾圓
廣浦漁業組合	參圓
唐尾漁業組合	七圓
計	百七圓

三、各漁業組合へ廣告ビラ各一枚宛配布せり。

七月二十五日

縣下各郡林業種苗生産者(本郡を除く)三十九名へ種苗の出品を勸誘す。

八月十一日

大阪商船會社内航課長鹿子木彦三郎、有田鐵道會社長山下太左衛門へ汽船及汽車賃二割引の交渉をなす。

八月十五日

大阪攝陽商船株式會社へ右全件交渉す。

九月七日

本縣物産陳列場主事吉田安之助に本會事務委員を囑託す。

九月二十八日

一、湯淺男子小學校前、田地約三畝歩、大正六年十二月(自一日至三十一日)間三圓五十錢を以て湯淺町柳瀬

勝藏より借入る。

二、餘興屋福岡正二(大阪市東區道修町五丁目)と左記の通り契約をなす

イ、餘興開演月日 大正六年十二月(自廿二日至廿七日)五日間

ロ、演藝料 七人五日分一人一日壹圓五十錢

ハ、宿泊料 本會負擔

ニ、舞臺 本會にて設備

但衣裳、鬘、舞臺廻り幕、囃子、鳴物、道具一切先方持參の事

ホ、往復旅費等其の他一切 先方負擔

三、消火器借入れにつき和歌山市寄合町伊東啓本店と左記の通り契約をなす。

イ、二重瓶消火器(銅鐵製、銅製、取り合せ)拾個外に藥品十一回分(二回分は試験用)

ロ、借入期間 自大正六年十二月十日至大正七年一月五日

ハ、借入料 藥品共一個に付金參圓

試験用藥品一回分は代金參拾五錢

使用したる場合は試験用一個の外は一個に付金二圓増のこと、買受望人あり

たる分は借料を要せず

十一月一日

品評會及附設諸會并餘興等を一般に周知すべき繪ビラを懸賞募集せるが、本日廳員附点に據る投票審査を行

ひ、左の成績を得たり。

(入賞) 三十一票

壹等 淺井郡書記圖案

(入賞) 十七票

貳等 川島郡書記圖案

(入賞) 十一票

參等 崎山技手圖案

(賞外) 八票 四等 柳野技手圖案

斯くて一等賞金貳圓、二等賞金一圓、三等賞金五十錢を交付せり。

十一月五日

午後一時より廳内品評會事務委員會開催、午後五時三十分終了せり。

出席者

柳瀬會長、石川事務委員長、廳内事務委員十一名(氏名略)

協議事項

一、徽章制定の件

二、陳列棚設備に關する件

三、出品物陳列の容器調製又は借受及び夫等數量の件

四、出品申込勸誘の件

五、事務分掌上豫算割當等に關する件

十一月六日

品評會出品に關し打合の爲左記町村事務委員召集の通牒を發す。

箕島、宮原、津木、藤並、田殿、鳥屋城、八幡、石垣、五西月以上各町村

十一月十四日

一、知事へ審査長、審査部長派遣方申請せり。

二、品評會褒賞用紙左記枚數高井技師の配慮により印刷調製、圖案は芦原工業試験場技師なり。

十一月二十三日

午後一時より廳内事務委員會開催、午後四時散會せり。

出席者

柳瀬會長、石川事務委員長、廳内事務委員十二名(氏名略)

協議事項

一、品評會豫算

十一月二十六日

前日に引續き午後四時より開催、午後五時三十分散會。

出席者

前日に同じ。

協議事項

一、品評會豫算

二、審査方針

十一月二十七日

後者(二)の協議に際し議論多く容易に纏まらざりしかば、本件は明日迄の宿題とし會長閉會を宣す。

前日に引續き午後三時三十分より開催、午後六時終了せり。

出席者

前日に同じ。

協議事項

一、品評會豫算

總支出三千二百六十九圓七十八錢五厘の豫算を協定す。

二、審査方針

大体は技術員のみにて施行す。

十一月一日

光定一義臨時雇に任命、本日より執務。

十二月四日

品評會に關する經費追加豫算議決の爲郡參事會を開く。
追加豫算四百五十圓を可決す。(下略)

十二月五日

- 一、柑橘特産地大阪府泉北郡外五十七箇所(凡て他府縣)へ參考品として柑橘出品方依頼せり
- 二、和歌山縣立農林學校外四實業學校へ參考品出陳方依頼せり
- 三、品評會出品に關し豫期の出品点数を得る様各町村事務委員を督勵せり
- 四、他郡參考品出品者夫々へ汽船割引券を送附す
- 五、廣告ビラを各郡市役所其他郡内重要場所へ(前回送附以外)送付す
- 六、湯淺町立裁縫學校生徒五十五名に對し本會出品物看守人を囑託す

十二月六日

本會職員徽章及び來賓徽章調製方湯淺町立裁縫學校へ依頼す。

十二月十一日

品評會陳列其他の要件にて物産陳列場主事吉田安之助、工業試驗場技師葦原秀國來郡せり。

十二月十二日

郡會議事堂に於て午前十時より事務委員會開催、午後四時終了せり。

出席者

柳瀬會長、石川事務委員長以下廳内事務委員全部、各町村事務委員全部(安福村欠席)本日より事務所を本會々場たる湯淺町女子尋常高等小學校内に移し事務を掌理す。

十二月十三日

事務員一同事務の準備をなす。(下略)

十二月十四日

事務員一同引続き事務の準備をなす。(中略)

芦原工業試験場技師本日歸廳さる。

十二月十五日

裝飾は陳列室の分は其の殆んど了せり。

陳列臺の基礎及びアーチの基礎も本日大約終了せり。

午後二時事務員一同消火器の實驗をなす。(中略)

吉田陳列場主事陳列顧問として大に努力さる。

十二月十六日

蠶繭の審査始まる、審査室は郡會議事堂なり。福村縣農會技手審査員として來所せり。

蠶繭審査助手として城山村より女工二名來る。(中略)

陳列臺の布引、會場の裝飾設備等大に進行せり。

農産第一室穀菽類の陳列始まる。出品物續々着荷す。他府縣よりの参考品漸次集まる。

午後六時より「ひろや」に於て事務委員の慰勞會あり。

十二月十七日

前日に引続き蠶繭の審査をなす。(中略)

陳列臺の準備、會場の裝飾殆ど完成す。

午後四時三十分郡事務委員事務室に參集、到着済の出品物に番號を附し明日より陳列に着手することに協定

せり。桂、崎山、川口、土肥の各委員は出品臺帳照合の爲夜勤をなす。

十二月十八日

蠶繭審査は前日全様。

左記の旨黑板に掲示し各職員に告知す。

今明兩日ヲ以テ蔬菜ヲ除キ全部ノ陳列ヲ終了セザル可ラズ各員其ノ心算ニテ奮勵努力ヲ望ム就テハ左記各項特ニ御留意ノコト

- 一、出勤ハ規定ノ通午前八時三十分ヲ遅レズ直チニ出勤簿ニ捺印ノコト
 - 二、退場ハ毎日撃柝ヲ以テ報ズルニヨリ夫レ迄退場セザルコト
 - 三、出場時間中濫リニ場外ニ出デザルコト
 - 四、本日ヨリ愈々各分擔ニ從ヒ専ラ出品物ノ陳列ニ從事セラレタシ但シ水産受持ノ方ハ本日ハ西事務委員ノ指示ニ從ヒ殘部ノ裝飾ニ從事スルコト
 - 五、翌日事務打合ノ必要アルニヨリ退場前事務室ニ參集スベキコト
 - 六、晝食時刻區々トナル時ハ時間ヲ空費スルヲ以テ明日ヨリ正午撃柝ノ報ニヨリ同時ニ喫飯ノコト
- 式場及び宴會場の裝飾を終り式場設備に着手す。到着済出品物に番號を附し陳列に着手す。(中略)
- 吉備實業學校教諭宮芝、島田兩事務委員は農産物陳列の爲め出務す。
- 山下、崎山、土肥各事務委員は午後十時迄勤務す。

十二月十九日

蠶繭審査は前日同様。

大阪稅務監督局荒木技手、高井縣技師、芦原工業技師本日來所す。

蔬菜を除く外出品物大部分着荷せしに依り午後十一時陳列を了す。(中略)

前夜當直の事務委員を除く外、全部午後十一時迄勤務す。

十二月二十日

蠶繭審査は前日同様。

午前九時三十分審査員協議會開催、諸般の打合をなし、正午より夫々審査に着手す。(中略)
大阪稅務監督局技手荒木小市郎に審査員を囑託す。

午後一時町村事務委員協議會を開き、開會中の事務打合を爲し、左記事項を協定せり。

一、出品目録ニ記載セル出品物ノ賣價ハ區々ニシテ一定セズ例セバ温州一箱壹圓五六拾錢ノモノモアレバ七八拾錢ノモノモアリ醬油一瓶貳拾五錢ノモノモアレバ四拾錢ノモノモアリテ其ノ懸隔實ニ甚シキヲ以テ寄贈者ニ限り各區ノ主任者ガ他ノ二三ノ事務委員ト協議シ相當賣價ニ修正スルヲ可トス
着荷出品物の陳列をなす。

郡事務委員桂、崎山、土肥、山下、川島、木下、前田、川口(爲)、川口(涉)、圖佐、堺及び石川事務委員長は出品物付札整理の爲め午後十一時迄勤務す。

十二月二十一日
蠶繭審査は略々終了す。
前日に引き続き審査執行す。

全部の陳列終了。(中略)

出品物賣價決定の爲め、郡事務委員全部及び岡本、宮芝、鳥田の三審査員は午後十二時迄勤務す。

十二月二十二日

午前十時開會式舉行す。(中略)

式後石川事務委員長の先導を以て會長并に來賓、出品人一同は會場を巡覽す。

樂隊一行平松正路、福林甚一、前田寅之助、大倉茂藏、奥森重行、山本寛三郎は本日出演せり。

午後一時より柑橘、蔬菜、林産の外は一般の觀覽を許す。觀覽者二千二百五十五人。

午後三時會場立關前に於て會長、事務委員長、審査長、審査部長の寫眞撮影をなし、午後四時全所に於て事務委員并に審査員一同の寫眞撮影をなす。

三時各館を閉鎖整午す。

出品物に番號札貼付、臺帳後理の爲、郡事務委員一同は午後十二時迄勤務す。

前日に引き続き各出品物の審査をなす。

十二月二十三日

前日に引き続き審査をなす。

本日正午より福岡一座の仁輪加、手品、喜劇等の餘興始まる。人氣大に呼び、群衆集團歡呼す。

本日は休日に付小學校兒童の參觀多し。觀覽人員四千五百六十四人と註せらる。

午後五時廣屋旅館に於て審査員慰勞宴會を開催す。

十二月廿四日

出品物審査全く終了に付、受賞者人名簿の調製及褒賞の記入に着手す。

前日に引き続き仁輪加、手品、喜劇の餘興あり。人氣を呼び居れり。

陳列室の寫眞撮影をなす。

本日の來觀人員四千四百三十八人。

午後六時、廣屋旅館に於て、事務委員の慰勞宴會を催す。

十一月廿五日

本日午前九時より男子尋常高等小學校々庭に於て畜牛比較會開催す。(中略)
陳列室の寫眞前日の殘部撮影、餘興前日全様。

松田西牟婁郡長午後四時來所。本日の來觀人員四千〇三十三人なり。

十一月廿六日

午前十時褒賞授與式舉行す。(中略)

式後來賓一同に對し酒肴を饗す。

午前九時郡會議事室に於て、在郷軍人會有田郡聯合分會第一回總會を開催し、閉會後本會場庭前に於て郷在軍人の撃劍、相撲、銃槍等種々なる餘興あり。

福岡一座の餘興は前日通り、盛んに人氣を集中す。

午後五時中村屋別荘に於て晚餐會を催す。參會者五十五名(式場に參列したる來賓の中)なり。

午前九時より樂隊一行出演す。

本日の來觀人員四千九百二十人なり。

■十二月二十七日

午前九時より會場前庭に於て縣下中等學校の學生相撲あり頗る盛況なりし。

午前九時より樂隊一行出演。(中略)

午後四時閉會後出品物の處理に關する事務分擔并に諸心得につき協議會を開催、石川事務委員長の説明あり種々打合の上午後五時散會す。

本日の來觀人員三千六百九十人を算す。

■十二月二十八日

午前十時閉會式舉行。(中略)

本日の參觀人員一千〇二十二名なり。

午後五時より中村屋別荘に於て事務委員の懇親會を開催す。參會者三十五名一同歡を盡して午後九時散會。和氣堂に滿ちたり。

■十二月二十九日

會場跡始末に着手し、賣約品の引渡をなす。

還付品の整理并に賣却未済品の調査をなす。

■十一月三十日

午前十一時より賣却未済品の競賣をなし、出品物の處理は終る。

町村事務委員は本日全部引揚げたり。

■十二月三十一日

會場内外の掃除を了し各教室を原形に復し、午後三時石川事務委員長は宮田校長と共に各室を巡視し、校舍校具の引渡を了す。

午後四時、郡會議事堂控室に於て、郡事務委員の慰勞宴を設く。各員重荷を卸したる面持にて、喜色溢れ、牛飲馬食、十二分の歡を盡し、午後六時萬歳三唱裡に目出度散會せり。

大正八年五月十五日印刷
大正八年五月二十日發行

編輯者兼

有田郡役所

右代表者

石川重郎

有田郡役所内

印刷者

關

宗七

和歌山市北休賀町六番地

印刷所

關

印刷所

和歌山市北休賀町六番地

180
375

大正六年
九月
田
...

終

